

下関市告示 第 855 号
令和6年(2024年)12月18日

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

下関市長 前田晋太郎

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
R06-01 ～ R06-19	別添集積計画書のとおり			8.3797	公告の日から令和12年3月31日まで	整理番号R06-01からR06-19まで (R06-10 R06-14 R06-16 R06-18を除く)

2 縦覧場所

- ・下関市農林水産振興部農林水産整備課 下関市唐戸町4-1
- ・下関市公式ウェブサイト

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が下関市に、経営管理受益権が森林所有者にそれぞれ設定される。